

# ぐんま ぐらしの ニュース

2021 No.367

群馬県消費生活センター 令和3年7月1日



消費者庁イラスト集より

今回は、消費生活センターへの相談の仕方について掲載します。  
裏面では、県内で開催する「借金に関する無料相談会」についてご案内します。

## 消費生活センターに相談してみよう!

消費生活センターは、「消費者からの相談業務を行う機関」です。専門の消費生活相談員が相談に応じるほか、消費者向けの出前講座なども行っています。



消費者庁イラスト集より

### どんな相談ができるの?

- 契約や取引に関する相談
- 製品トラブルに関する相談
- 個人の借金に関する相談



### どんなことをしてくれるの?

- **助言**  
お話を伺ったうえで、消費者自身が問題を解決するための助言をします。
- **あっせん**  
必要に応じて事業者と相談者との間にあって問題解決のための橋渡しをします。
- **情報提供**  
消費者からの問い合わせに対して、情報を提供します。ただし、個別の事業者の信用性等の情報提供はできません。
- **専門機関の紹介**  
専門家の支援が必要な場合は、適した機関を紹介します。

### 相談料はかかるの?

無料です。(電話使用料はかかります。)



### どこにあるの?



群馬県庁にある「群馬県消費生活センター」をはじめ、県内に20カ所あります。

## 相談の流れ

①まずはお電話でご相談ください。(原則として、契約者本人からお願いします。)  
※相談の際に、契約書等の関係書類及び契約の経緯などを整理し、お手元にご用意いただくと相談がスムーズにすすみます。

②相談員が次の情報をお伺いします。  
お住まいの市町村、お名前(匿名可)、性別、年齢(年代)、連絡先、契約内容等  
※個人情報(※)は相談業務以外の目的には利用・提供いたしません。

③相談員がお伺いした内容や関係書類等から、事実関係を確認し、情報提供や助言を行いながら、ご相談いただいた方と一緒に考え、問題解決に向けたお手伝いをします。



# 借金に関する無料相談会を開催します

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。  
相談は借金解決への第一歩です。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程 (令和3年度)

※今後、日程が変更になる可能性があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
沼田市	8月1日(日)	13:00~14:30	沼田市消費生活センター (沼田市下之町888 TERRACE沼田3階)	沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
県庁	8月22日(日)	13:00~14:30	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
みどり市	9月3日(金)	17:30~18:30 (夜間開催)	みどり市大間々保健センター (みどり市大間々町大間々1497-1)	みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
前橋市	9月30日(木)	17:30~18:30 (夜間開催)	前橋市消費生活センター (前橋市千代田町2-5-5 シーズ・ポート108号)	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
伊勢崎市	10月13日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉町2-410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
吾妻郡	10月31日(日)	13:00~14:30	バイテック文化ホール 2階 (吾妻郡中之条町西中之条135)	吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166
太田市	11月13日(土)	13:00~14:30	太田市九合行政センター ふれあいホール (太田市飯塚町591-1)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
高崎市	11月27日(土)	13:00~14:30	高崎市役所 9階 第91~94会議室 (高崎市高松町35-1)	高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
館林市	12月4日(土)	13:00~14:30	館林市郷谷公民館 1階 ホール (館林市当郷町218)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
藤岡市	12月15日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	藤岡市役所 第一会議室 (藤岡市中栗須327)	藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133

- ・事前予約制となります。上記の申込み先へ1週間前までにお申し込みください。
  - ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域で相談できます。相談時間は1~2時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
  - ・個人の借金が対象となります。
  - ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。
- ※県内各消費生活センターでは随時借金に関するご相談を受け付けています。



消費者庁イラスト集より

## メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

★月1~2回程度、消費者トラブルにあわないための注意喚起など、消費生活に関する情報を発信しています！登録は無料です。是非ご利用ください！

登録方法

件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp へ、または右記のQRコードを読み取って送信してください。



消費生活相談のご案内



☎027-223-3001  
消費者ホットライン ☎188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (昭和庁舎1階北側)  
平日 9:00~16:30 (電話・来所相談) ※来所相談は予約制  
土曜 9:00~12:00/13:00~16:30 (電話相談のみ)  
※感染症対策の関係で、来所相談を休止する場合があります。

編集・発行 群馬県生活こども部消費生活課 TEL 027-226-2281 FAX 027-223-8100

※「くらしのニュース」は群馬県金融広報委員会の協力を得て作成しています。